

# 令和4年度 宜野湾市 認可保育園等保育料算定資料（参考）

※市町村民税額の決定が毎年6月となっているため、4月～8月分は前年度の市町村民税額、9月～3月分は当年度の市町村民税額により保育料を決定します。なお、法改正等により保育料が変更となる場合があることを、予めご了承ください。

令和3年10月1日時点

階層区分		定義	保育料月額（円）				多子計算の対象	
			3歳未満児		3歳以上児			
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		
第1		生活保護法に規定する被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯、里親世帯	0	0	0	0	保護者と生計が同一の子どもであれば年齢に関わらず対象	
第2	(1)	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯 要保護世帯〔ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯〕	0	0	0	0		
	(2)	(1)に該当する世帯以外の世帯	0	0	0	0		
第3	(1)	第1階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、所得割の額が右の区分に該当する世帯 所得割の額が48,600円未満の世帯	7,500	7,500	0	0		
	(2)	※均等割のみ課税を含む (1)に該当する世帯以外の世帯	16,200	16,000	0	0		
第4	(1)	所得割の額が48,600円以上97,000円未満の世帯	9,000	9,000	0	0		
	(2) 多子	(1)に該当する世帯以外で、所得割の額が57,700円未満の世帯	25,000	24,600	0	0		
	(2)	(1)に該当する世帯以外で、所得割の額が57,700円以上の世帯	25,000	24,600	0 第2子まで別途給食費有	0 第2子まで別途給食費有		
第5		所得割の額が97,000円以上169,000円未満の世帯	37,200	36,600	0 第2子まで別途給食費有	0 第2子まで別途給食費有		保育施設等を利用している子どもが対象
第6		所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯	40,500	39,900	0 第2子まで別途給食費有	0 第2子まで別途給食費有		
第7		所得割の額が301,000円以上397,000円未満の世帯	42,500	41,800	0 第2子まで別途給食費有	0 第2子まで別途給食費有		
第8		所得割の額が397,000円以上の世帯	51,300	50,500	0 第2子まで別途給食費有	0 第2子まで別途給食費有		

- 子どもの年齢判定は、各年度の4月1日における年齢によるものとなり、当該年度中はその年齢を適用します。
- この表における市町村民税所得割の額については、地方税法に適用がある住宅借入金等特別控除、寄付控除、配当控除、外国税額控除の税額控除前の額となります。
- この表の第3階層から第4階層（市町村民税の所得割の額が57,700円未満に限る。）までにおいて、支給認定保護者と生計を一にする子ども（年齢に関わらず）が2人以上いる場合の保育料は、当該子どものうち年齢の高い順から**2人目の支給認定子どもは半額**とし、年齢の高い順から**3人目以降のときは無料**とします。ただし、この表の第3階層及び第4階層（市町村民税の所得割額が77,101円未満に限る。）のひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯において、支給認定保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合の保育料は、当該子どものうち年齢の高い順から2人目以降の支給認定子どもは無料とします。
- この表の第4階層（市町村民税の所得割の額が57,700円以上に限る。）から第8階層までにおいて、同一世帯に保育施設等を利用している未就学の子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育所、児童心理治療施設への通所、若しくは認定子ども園に在籍し、又は地域型保育事業、企業主導型保育所、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける子どもなど）が2人以上いる場合の保育料は、当該子どものうち年齢の高い順から支給認定子どもが**2人目のときは半額**とし、年齢の高い順から**3人目以降のときは無料**とします。なお在園証明書の提出が必要な場合もありますので、予めご了承ください。

# 保育料について

## ☆保育料の算定について☆

保育所入所が内定すると、保育料の算定手続きを行います。保育料は保護者の市町村民税所得割額を合算した額で算定します。但し、保護者の収入により、同世帯のご親族も算定に含める場合があります。

市町村民税所得割額は、市が課税台帳を照会して確認します。転入予定の方については、マイナンバー照会により課税状況を確認します。

※所得割額は、住宅借入金等特別控除、寄付控除、配当控除、外国税額控除を適用する前の税額です。

### ●同居者のいる場合の保育料の算定について

保護者の収入だけでは生計維持が難しい世帯であって、ご親族（祖父母等）が同世帯内にいる場合は、ご親族の市民税額も含め、保育料を算定することとなっております。予めご理解いただきますようお願いいたします。保護者の収入（手当、養育費を含む）が生活保護基準額に満たない場合、保護者の収入だけでの生計維持が難しいものと判定いたします。

### ●保育料算定資料の提出が無い場合の保育料について

保育料は、令和3年度市町村民税額及び令和4年度市町村民税額により、保育料を決定していきます。保育料決定時に保育料算定に必要な税情報の無い方（※無収入の方も申告が必要です）は、正しい保育料の認定ができない為、最も高い8階層で仮認定となります。

### ●私立幼稚園をご利用中のご兄弟がいる世帯について

同一世帯に保育施設を利用している児童<sup>注1</sup>が2人以上いる場合の保育料は、年齢の高い順から2人目を半額、3人目以降は無料とします。私立幼稚園等をご利用中の児童がいる際にこの適用を受けるためには、在園証明書の提出が必要です。

### ●別住所で暮らす児童の兄弟がいる世帯について

世帯の市民税額が57,700円未満の世帯（ひとり親・障がい者世帯は77,101円未満）であって保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合には、子どもの人数に応じて保育料の軽減が受けられます（詳しくは裏面下部を参照）。保育所利用児童と別住所に児童の兄弟がいる場合にこの適用を受けるためには、世帯状況報告書・その他確認書類（戸籍等）の提出が必要です。

注1 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育所、児童心理治療施設への通所、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する児童

## ☆保育料の切り替えについて☆

保育料は毎年9月に切り替えを行います。市町村民税額が決定するのが毎年6月になっているため、4月～8月分は前年度分の市町村民税額、9月～3月は当年度の市町村民税額により保育料を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度(令和3年度)の市町村民税額に基づく保育料					当年度(令和4年度)の市町村民税額に基づく保育料						

## ☆保育料の階層変更☆

年度の途中で世帯の状況が変わると、保育料が変更となることがあります。

- ・ 婚姻・離婚・死亡・児童扶養手当の支給開始、停止・障がい世帯への変更・祖父母との同居又は別居等 → 左記変更があった日の翌月分（その日が初日の場合は当月分）から適用
- ・ 税の修正申告 → 子育て支援課が修正を把握した日の翌月分から適用

## ☆保育料の納入について☆

- ・ 保育料は、原則として口座振替となります。
- ・ 当月分保育料は、毎月10日に引き落としとなります。  
（ただし、10日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引き落としになります。）
- ・ 口座振替は毎月1回当月分のみです。残高不足にならないよう前日までに入金をお願いします。  
（残高不足等により引き落とし出来なかった場合は、毎月末に督促状と納付書を園を通じて送付します。最寄りの金融機関等でお支払ください。）
- ・ 決められた保育料を納付しない場合は差し押さえ等による滞納処分や児童手当からの特別徴収（天引き）を行うことがあります。